

主 寄付者に対する税法上の優遇措置

優 遇 措 置 の 内 容			優遇措置を受けるための手続等
個 人 税	所 得 税	次により算出される額について、所得からの控除（寄付金控除）が受けられます。 $\text{寄付金控除額} = \left(\begin{array}{l} \text{寄付金額と年間所得の} \\ 40\% \text{のどちらか低い方} \\ \text{の額} \end{array} \right) - 2 \text{千円}$ （所得税法第78条第1項、第2項第3号） 所得控除に替え、より減税効果の高い税額控除（特別控除）の選択適用が可能です。 $\text{特 別 控 除 額} = \begin{array}{l} \text{※1} \\ \text{特 別} \\ \text{控 除 額} \end{array} = \left(\begin{array}{l} \text{※2} \\ \text{税 額 控 除} \\ \text{対 象 寄 付 金} \end{array} - 2 \text{千円} \right) \times 40\%$ ※1 特別控除額は、所得税額の25%相当額を限度とする。 ※2 税額控除対象寄付金：税額控除対象法人への寄付金額 ただし、寄付金支出額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄付金となる。	税務署に提出する確定申告書に次の書類を添付してください。 1 計算明細書（特別控除を受ける場合） 2 当協会発行の領収書 3 税額控除対象法人証明書
	道 民 税	次により算出される額について、個人道民税所得割から税額控除されます。 $\text{個人道民税寄付金控除額} = \left(\begin{array}{l} \text{更生保護法人に} \\ \text{支払った寄付金額} \end{array} - 5 \text{千円} \right) \times 4\%$	
	市 町 村 民 税	次により算出される額について、個人市町村民税から税額控除されます。 $\text{個人市町村民税の寄付金控除額} = \left(\begin{array}{l} \text{更生保護法人に} \\ \text{支払った寄付金額} \end{array} - 5 \text{千円} \right) \times 6\%$ ただし、更生保護法人札幌更生保護協会に対する寄付金が、市町村条例で指定されていない場合には、個人市町村民税の寄付金控除の適用はありません。	
法 人 税	相 続 税	個人が相続又は遺贈によって取得した財産を相続税の申告期間内（死亡後10か月以内）に、当協会に寄付した場合、その財産については相続税は課税されません。 （租税特別措置法第70条第1項）	税務署に提出する相続税の申告書に相続税の非課税措置の適用を受ける旨を記載した上、次の書類を添付してください。 1 寄付をした財産の明細書 2 当協会発行の領収書 3 当協会交付の「特定公益増進法人等であることの証明書謄本」
	法 人 税	当協会（特定公益増進法人）に対する寄付金は、一般の寄付金とは別枠で寄付金の額の合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額の範囲内で損金算入が認められます。 ① 一般の寄付金については、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。 $\text{損金算入限度額} = \left(\begin{array}{l} \text{当期の} \\ \text{月数} \\ \text{12} \end{array} \times \text{資本金} \times 0.25\% + \begin{array}{l} \text{所得} \\ \text{金額} \end{array} \times 2.5\% \right) \times \frac{1}{4}$ ② 当協会に対する寄付金は、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。 (1) 特定公益増進法人に対する寄付金の合計額 (2) 特別損金算入限度額 $\left(\begin{array}{l} \text{当期の} \\ \text{月数} \\ \text{12} \end{array} \times \text{資本金} \times 0.375\% + \begin{array}{l} \text{所得} \\ \text{金額} \end{array} \times 6.25\% \right) \times \frac{1}{2}$ 注：当協会に対する寄付金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄付金の額に含めます。 （法人税法第37条第1項、第4項）	①の場合は、特別の手続きを必要としません。 ②の限度内で損金経理を行った場合は、税務署に提出する確定申告書に、別枠の損金算入の適用を受ける旨を記載した「寄付金の損金算入に関する明細書」（用紙は税務署にある。）を添付してください。（当協会発行の領収書や当協会交付の証明書謄本の添付を要しませんが、提示を求められることがありますので、大切に保存しておいてください。）

「注」寄付については、上記の優遇措置が受けられますので税金の申告の折に、当協会の領収書を提出して下さい。

※税制上の優遇措置についての詳細は、下記のサイトをご参照ください。

- ・国税庁ホームページ：パンフレット「暮らしの税情報」
- ・法務省ホームページ：更生保護法人税制
- ・総務省ホームページ：ふるさと納税以外の寄付金税制